

## カザフスタン(第347収容所レニノゴルスク市)埋葬地で採取した検体について

- 令和元年8月に標記埋葬地において、検体の採取を行い、遺骨(14柱)について所属集団の判定を目的としたDNA鑑定に必要な最小限の量の遺骨(歯など)(14検体)のみを持ち帰り、その他の部位は現地に再埋葬した。
- これら14検体については、令和2年5月21日に公表した「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて」に基づき、鑑定機関においてDNAの分析(Y染色体STR型、ミトコンドリアDNA)を行った上で、その鑑定結果について「第1回所属集団判定会議」(令和2年7月31日開催)において議論した。
- その結果、14検体のうち、2検体については日本人の遺骨である蓋然性が低いとの判定結果が示され、その他の12検体については日本人の遺骨である蓋然性があるが、「第1回所属集団判定会議」で示されたデータを踏まえ、引き続き、日本人と判定する基準を含め議論を行い、日本人の遺骨であるか否かを判定することとしている。
- この2検体については、外務省を通じて、カザフスタン共和国に対し、今後の取扱い(返還手続)について、協議を行いたいことを伝達した。
- なお、上記2検体については、現地に派遣した日本人鑑定人が行った形質鑑定において、ヨーロッパ系とアジア系の特徴を併せ持つ遺骨であると判断したものであり、昨年8月の時点では当該検体を持ち帰る取扱いとしていた。(昨年度の海外における遺骨収集は、同様の取扱いのもと12月まで実施。)今後行われる遺骨収集においては、本年5月に定めた新たな遺骨収集の手順に基づき、日本人の遺骨である蓋然性が高い場合のみ検体を持ち帰り、それ以外の場合は持ち帰らないこととしており、当該2検体は持ち帰らない取扱いとなる。

【参考】「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて」(抄)

- ・ 日本人の遺骨である蓋然性が高い場合に、DNA鑑定用の検体(遺骨の一部)を採取して持ち帰り、他の部位は未焼骨のまま現地で保管。
- ・ 検体のDNA分析等を行い、専門家による総合的な判断を実施。日本人の遺骨であると判定された場合に、検体以外の部位を現地で焼骨し、持ち帰る。
- ・ なお、日本人の遺骨である蓋然性が低いとされた場合、相手国に協議した上で検体を原則返還する。